

非常変災その他緊迫事態発生時の対応について

- 1 県下のいずれかに「大雨、暴風を含む**特別警報**」・「**暴風警報、暴風雪警報**」発表されている場合は**自宅待機**

上記警報が解除され次第、原則として、下記の通り実施します。

- (1) 午前 7時までに解除のとき → 平常通り
- (2) 午前 8時までに解除のとき → 第3限目から授業
- (3) 午前 9時までに解除のとき → 第4限目から授業
- (4) 午前10時までに解除のとき → 第5限目から授業

*上記警報が解除になっても、安全に十分留意し登校すること。

- (5) 午前10時においても上記警報が発表中のとき → **自宅学習（臨時休業）**

- 2 学校所在地域において「大雨、暴風以外の**特別警報**」が発表されている場合は**自宅待機**

上記1の(1)から(5)と同じ対応となります。

- 3 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発表されている場合

*日常利用している交通機関が動いていない場合は自宅か駅で待機し、動き次第、安全に十分留意し登校すること。

- 4 本県域に「**屋内避難の呼びかけ**」が発表された場合の対応について

(1) 午前7時までに発表されている場合は、臨時休業とする。

(2) 午前7時以降始業までの間に発表があった場合は、登校前の生徒については自宅待機とし、登校中の生徒については、近くのコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物に避難する。すでに登校している生徒は、教員の指示に従うこと。